

電波監理審議会（第 1 1 4 7 回）議事録

1 日時

令和 7 年 9 月 1 1 日（木） 1 0 : 0 0 ～ 1 1 : 3 6

2 場所

W e b 会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

近藤 玲子（大臣官房審議官）、井田 俊輔（総務課長）、
根本 朋生（放送技術課長）、坂入 倫之（放送業務課長）、
佐々木 将宣（放送業務課企画官）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、
飯倉 主税（総務課長）、小川 裕之（電波政策課長）、
豊重 巨之（電波政策課室長）、山野 哲也（基幹・衛星移動通信課長）、
五十嵐 大和（移動通信課長）、佐藤 輝彦（移動通信企画官）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項（情報流通行政局）	
基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案（日本放送協会が主たるFM補完中継局に使用できる周波数の追加）（諮問第25号）	1
(3) 報告事項（情報流通行政局）	
令和6年度民間放送事業者の収支状況	6
(4) 諮問事項（総合通信基盤局）	
電波法施行規則の一部を改正する省令案（海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）改正に伴う義務船舶局の制度整備）（諮問第26号）	14
(5) 報告事項（総合通信基盤局）	
① 令和7年度衛星ダイレクト通信に係る電波の利用状況調査の調査結果	19
② 令和7年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果	19
③ 周波数再編アクションプラン（令和7年度版）（案）	20
(6) 閉 会	29

開 会

○笹瀬会長 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の9月期の会議につきましては、委員各位のスケジュールを踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題はお手元の資料のとおり、諮問事項が2件、報告事項が4件となっております。

それでは議事を開始いたしますので、まず情報流通行政局の職員の方に入室するよう、よろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項（情報流通行政局）

(1) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案（日本放送協会が主たるFM補完中継局に使用できる周波数の追加）（諮問第25号）

○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

まず、諮問第25号「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案（日本放送協会が主たるFM補完中継局に使用できる周波数の追加）」につきまして、根本放送技術課長から御説明よろしくお願いいたします。

○根本放送技術課長 放送技術課長の根本でございます。本件は基幹放送用周

波数使用計画の変更で、対象は主たるFM補完中継局、これは空中線電力100Wを超える局でございます。基幹放送用周波数使用計画では、100Wを超える局を表に記載することになっていますけれども、現在はNHKの局は記しておりません。まず、お手元の資料の1番、諮問の概要を御覧ください。

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の取りまとめの関係箇所を引用してございます。3行目では、民間AMラジオ放送事業者だけではなくNHKにおいても、主たるFM補完中継局の整備が必要ということが記されております。また、次の段落になりますが、NHKによる主たるFM補完中継局の整備について、例えば津波対策のように整備の必要性が十分に認められ、ほかに適切な手段がないといった一定の条件下においては、これを認めることが適当であるという旨が示されております。

今回の諮問では、この取りまとめを受けて、2番目の改正概要に示している通り、基幹放送用周波数使用計画において、NHKについても民間放送事業者と同様に記載の追加を行うものです。3番の施行期日でございますように、答申いただいた後、速やかに行うことを予定しております。意見募集の結果につきましては、8件の意見をいただいております。いずれも当初の案について修正を必要とするものではございませんでした。

お手元の資料の2ページ目を御覧ください。こちらが実際の制度整備の概略、概要でございます。まず、1点目は先ほどの背景でございます。2点目のところ、NHKのAM親局のうち、岡山県、山口県及び徳島県に所在するものが津波の浸水想定地区に置局しておりまして、移転が現実的ではないということです。

この点につきましては、3ページ目にNHKからの要望の資料を添付しております。全国で10数か所のAM親局が津波による被害の想定地区にあるということが示されております。このうち3か所については、移転などの対策が実

施できないということです。本件はこれら3か所のAM親局に関し、災害対策の観点から、主たるFM補完中継局の整備を可能とするものです。

具体的には基幹放送用周波数使用計画の一部を下の表のように変更するものです。こちらにございますように、災害発生時の被害等の対処を目的としてという開設の背景で置かれるものについて、それぞれこの周波数であればよろしいということを記してございます。こちらの各周波数は、周辺の周波数の使用状況を勘案して、適切な周波数をそれぞれ事前に計算して、選定をしてございます。

4ページ目には、参考として先ほどの検討会の取りまとめの抜粋を付しております。

5ページ目、こちらは意見募集の結果です。おおむね賛同意見でございました。7番目の個人の方からは、NHKではなく民放放送局に周波数を割り当ててほしいとの意見がありましたが、こちらの回答にございますように、既に民放には必要な周波数を割り当てて、実際に放送局が運用中となっておりでございます。

それ以降のページは参照条文や諮問書でございます。9ページ以降には具体的な修正案の文章をつけてございますけれども、内容は先ほど御説明したとおりでございます。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 根本課長、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。適切な変更だと思いますので、賛成をいたします。

1点、お伺いします。この検討会で要望があったのが令和5年の1月ということで、もう2年半ぐらい経過をしています。これからさらにAM親局の補完ということで、FM補完中継局を整備すると、またさらに時間がかかるとい

す。認定、変更に必要な検討期間は、いろいろなことを勘案する必要があると思いますが、これぐらいはどうしてもかかってしまうということなのかどうか、その点、中身については賛成いたしますけれども、確認させていただければと思います。以上です。

○根本放送技術課長 ありがとうございます。もともと要望があった時点ではFMの放送局の周波数が十分にごさいませんでしたので、すぐに対応することができませんでした。先日、FM放送局につきましては対象の周波数範囲を広げておりまして、その結果、今回のような追加の指定ができるようになったということでございます。ですので、検討にお時間かかっていましたのは、周波数の拡大に向けた検討に少々時間がかかっていたということになるかと考えております。

○大久保代理 分かりました。災害対策ということなので、今後ともなるべく早め早めの対応をお願いできればと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。必要な対応だと思いますので、賛成いたします。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村でございます。私も変更告示案に賛成でございます。1点だけお教えいただければと思うのですが、これまでの民間AM事業者による運用に関してどのような体制になっているのか、そして今後、NHKのこの電波の利用に関するフォロー調査というような形は体制としてとられているのか、お教えいただければと思います。以上です。

○根本放送技術課長 ありがとうございます。体制というところで、私の認識がずれているかもしれないんですけども、民間放送事業者の方、それからベンダーの方合わせて周波数を今回、拡大をいたしまして、例えばワイドFMの

ように利用していただくことについては、ユーザーへの周知なども含めまして連絡会がございます。そうした場を通じて民間事業者の方とは周知を含めた諸問題を御相談しているところでございます。

NHKの方につきましても、私ども常日頃から様々な意見交換をさせていただいておりますので、今回の計画につきましても、あらかじめ申請準備の状況とかは聴取しております。引き続き、実際に開設に向けてのステップも確認いたしますし、運用に当たっての問題点などもその都度、御相談に預かっているというところでございます。

○西村委員 ありがとうございます。よく分かりました。私からは以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛同いたします。私からも1点質問いたします。資料の3枚目になりますけれども、これまでの津波対策状況としてプロットされているところを見ますと、割と西日本に集中しているように見えるんですが、東日本については既に整備済みということなのか、あるいはこれから検討するということになるのか、その点、御教示いただければと思います。

○根本放送技術課長 ありがとうございます。今回の資料につけておりますのは日本全国の中でこれだけということございまして、一応、一通りの確認をした上で、西日本に多くなっているということでございます。

○矢嶋委員 分かりました。では、今回の制度が無事成立すれば、現時点で災害について一通りの対応ができることになるというふうに理解いたしました。御説明ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私からも特に意見はございません。この御提案に賛同いたします。

それでは、ほかに追加の御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしい

でしょうか。

それでは、諮問第 25 号は諮問の通り変更することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○根本放送技術課長 ありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

（１）令和 6 年度民間放送事業者の収支状況

○笹瀬会長 それでは、続きまして報告事項に入ります。令和 6 年度民間放送事業者の収支状況につきまして、坂入放送業務課長から御説明よろしく願いいたします。

○坂入放送業務課長 放送業務課の坂入でございます。よろしくお願いいたします。令和 6 年度民間放送事業者の収支の状況について、御説明をいたします。本資料は地上基幹放送事業者、衛星系放送事業者、有線テレビジョン放送事業者の 3 つに分類した上で、それぞれの収支状況を掲載しております。

まずは地上基幹放送事業者の収支状況について御説明いたします。資料の 2 ページを御覧ください。地上基幹放送事業者の収支状況でございます。総括表の上段にありますテレビジョン放送事業者を御覧ください。テレビジョン放送事業者の事業者数は 127 社となっております。内訳はテレビジョン放送単営社が 96 社、AM 放送・テレビジョン放送兼営社が 31 社となっております。テレビジョン放送事業者全体の売上高は約 2 兆 7 9 5 億円、営業損益は約 8 9 3 億円の黒字、経常損益は約 1,245 億円の黒字、当期損益は約 8 7 3 億円の黒字であり、いずれも前年度から増加しております。

次に、総括表の中段にあります、ラジオ放送事業者を御覧ください。ラジオ

放送事業者の事業者数は67社となっております。内訳は、AM放送単営社が16社、短波放送単営社が1社、FM放送単営社が50社となっております。ラジオ放送事業者全体の売上高は約1,039億円。営業損益は約1.1億円の赤字、経常損益は約20億円の黒字、当期損益は約8億円の黒字となります。特にAM放送単営社については、営業損益が約2.6億円の赤字となっており、昨年度より赤字幅は縮小したものの、依然厳しい状況となっております。

次に、テレビジョン放送事業者及びラジオ放送事業者全体の合計になります。総括表のラジオ放送事業者の下欄を御覧ください。テレビジョン放送事業者及びラジオ放送事業者を合わせた売上高は約2兆1,833億円。営業損益は約892億円の黒字、経常損益は約1,265億円の黒字、当期損益は約881億円の黒字となっており、いずれも前年度から増加しております。

コミュニティ放送につきましては、事業者数は313社となっており、売上高は約144億円。営業損益は約3億円の赤字、経常損益は約0.3億円の赤字、当期損益は約0.4億円の赤字となっております。

資料の3ページ上段の事業別当期損益の黒字社、赤字社を御覧ください。この後の説明は全てコミュニティ放送を除いたものとなります。テレビ単営社、ラジオ・テレビ兼営社及びFM単営社につきましては、赤字社の数が前年度と比べ減少しており、AM・短波単営社につきましては赤字社の数が前年度と比べ増加となっており、赤字社の合計としては前年度の52社に対し、令和6年度は47社に減少しております。

下段の収支状況の推移を御覧ください。売上高及び費用計は、平成28年度以降は減少傾向であり、特に令和元年度、2年度はコロナ禍の影響で大幅に減少しましたが、令和3年度はその反動やオリンピックパラリンピック等を背景に、増加しました。令和4年度以降、費用が増加し続ける一方で、売上高については2年連続で減少しておりましたが、令和6年度は増加に転じました。な

お、景気動向を表す指標等の比較を行う観点から、消費支出の年度ごとの実質増減率のグラフを併せて掲載しておりますが、おおむね売上高の推移と対応していると考えられます。

資料の４ページ上段の営業損益、経常損益及び当期損益の推移を御覧ください。営業損益及び経常損益は、平成２８年度以降は減少傾向にあった中で、売上高の推移と同様に令和３年度は大幅に回復し、令和４年度以降は再度減少傾向となっていました。令和６年度は増加しました。

下段の売上高営業利益率の事業別推移を御覧ください。売上高営業利益率はテレビ全体が４．３％、ＡＭ・短波がマイナス０．４％、ＦＭが０．２％、地上系全体が４．１％と、ＦＭを除きいずれも前年度から増加しましたが、令和５年度に引き続き全産業の５．０％を下回る結果となりました。テレビ全体及び地上系全体に関しては、従来、全産業の数値を上回っておりましたが、令和５年度、６年度においては下回りました。

資料の５ページ、売上高、営業損益のキー局等の構成比率の推移を御覧ください。在京キー局５社、在阪準キー局４社及びその他１８５社の別による売上高の構成について、令和６年度では在京キー局が５０．２％、在阪準キー局は１１．２％、その他の社は３８．６％となっており、在京キー局及び在阪準キー局の９社で全体の６割を超える売上高となっております。営業損益については、在京キー局が４９．２％、在阪準キー局が１５．２％、その他の社が３５．６％となっております。

５年前と１０年前との比較では、売上高については在京キー局、在阪準キー局及びその他の社による構成比は、令和６年度においてもこれまでの傾向と大きくは変化していませんが、営業損益の構成比はこれまで在京キー局の割合が増加しておりましたが、一転して在京キー局の割合が減少しております。これは、在京キー局であるフジテレビが大幅な赤字を計上したことが原因である

と考えられます。

最後に資料の 6 ページ、媒体別広告費の推移を御覧ください。株式会社電通が公表している『日本の広告費』をもとに作成したグラフでございます。令和 6 年の日本の総広告費は、前年に引き続き、推定開始以降過去最高となりました。好調な企業収益や実質賃金の上昇等に伴う消費意欲の活発化、オリンピックの開催、インバウンド需要の高まりなどに支えられ、対前年プラス 4.9% の増加となっております。

媒体別に見ると、インターネット広告費は 3 兆 6,517 億円に増加し、総広告費における割合が 47.6% となりました。ラジオ広告費は 1,162 億円に増加、テレビ地上波広告費は 1 兆 6,351 億円に増加となっております。なお、インターネット広告費にはマスコミ 4 媒体由来のデジタル広告も含まれており、放送関係ではテレビメディアが 654 億円、ラジオ、デジタルが 34 億円となっております。これらの広告費は前年からそれぞれ 46.3%、21.4% の増加となる成長を見せております。地上基幹放送事業者に関する説明は以上でございます。

続きまして、衛星系放送事業者の収支状況について説明します。7 ページを御覧ください。衛星基幹放送と衛星一般放送に分けて記載をしております。まず、BS 放送や東経 110 度 CS 放送が該当する衛星基幹放送から御説明をいたします。総括表の上段にあります、衛星基幹放送を御覧ください。

事業者数は 38 社で、前年度から 1 社減少いたしました。これは BS 放送のテレビジョン放送において、令和 6 年 8 月に BS 放送事業者である株式会社ジャパンネットブロードキャスティングが、株式会社スター・チャンネルを吸収合併したことによるものでございます。

一番上から 2 行目になりますが、衛星基幹放送の衛星放送事業を御覧ください。営業収益は 2,793 億円、営業損益が 199 億円の黒字で、減収増益でござ

ございました。B S放送の内訳を見てまいりますと、その2行下、B S放送の衛星放送事業ですが、こちらは営業収益が2,051億円、営業損益は166億円の黒字、減収増益でございました。東経110度C S放送の衛星放送事業については、営業収益は742億円、営業損益が32億円の黒字で減収増益でございました。

次に、衛星一般放送ですけれども、表の中央よりやや下を御覧いただければと思います。事業者数は2社で、前年度から1社減少しました。これは、音声放送において令和6年3月に事業の廃止があったことによるものでございます。衛星一般放送の衛星放送事業は営業収益が406億円、営業損益が23億円の黒字で減収減益でございました。一番下の合計の行を御覧ください。

衛星放送事業の合計を見てまいりますと営業収益は3,200億円、営業損益は223億円の黒字であり、全体では減収増益となっております。このような結果の背景といたしましては、近年の厳しい経営環境や加入件数の減少傾向が続いていることに加えまして、令和6年度においてはスター・チャンネルやスカパー4Kなど、一部チャンネルの廃止に伴う営業収益の減少の影響が大きいと考えております。

8ページの事業別衛星放送事業の黒字社、赤字社についてです。B S放送については赤字社が1社減少、東経110度C S放送については赤字社が2社増加となっております。次に、近年の収支状況の推移ですが、まず8ページの下にありますB S放送に関しては、営業損益が令和4年度、5年度と2年連続で減少していたところ、令和6年度は増加となりました。

9ページに移りまして、上側のグラフ、東経110度C S放送についてもB S放送と同様の傾向となっております。下側のグラフ、衛星一般放送については、営業損益は6年連続で減少となっております。衛星系放送事業者に関する説明は以上でございます。

最後に、有線テレビジョン放送事業者の収支状況について、御説明させていただきます。10ページを御覧ください。総括表は有線テレビジョン放送事業者、つまりケーブルテレビ放送事業者272社の収支を合算したものになります。事業者数は272社で1社、減少しておりますが、これは事業者の倒産によるものでございます。なお、注に記載の通り本集計は営利法人に限り、また一部事業者を除いたものとなっております。

ケーブルテレビ放送事業者においては、おおむねインターネットといった通信事業も行っており、それらを含めた全事業の総額とその内訳としてのケーブルテレビ事業の収支状況を記載しております。まず、全事業の総額ですが、営業収益1.5兆円、営業費用1.3兆円、営業損益は1,944億円の黒字で減収増益となっております。そのうち、ケーブルテレビ事業については、営業収益が4,740億円、営業費用が4,348億円、営業損益は391億円の黒字で、減収増益となっております。

次に、中央のグラフを御覧ください。こちらはケーブルテレビ事業における単年度黒字事業者の数の割合でございます。若干減少傾向にありまして、令和6年度においては、単年度黒字の事業者の数と割合は229社、84.2%となっております。最後に一番下のケーブルテレビ事業の収支状況の推移グラフを御覧ください。営業収益や営業利益は減少傾向が続いているところでございます。以上がケーブルテレビに関する御説明となります。

放送業務課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、よろしくお願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。これは前から申し上げていることでもあるんですけれども、全体の日本の状況といえますか、少子高齢化な

り人口減少、それからニーズの多様化、メディアの多様化等々、いろいろ考えていきますと、既存の放送事業者の経営環境というのは、おそらくこれから好転することは難しいであろうと想定されます。ただその一方、災害対応等、国民の生活インフラとして必要不可欠なものでありますので、今後この経営状況等を詳細に注視しながら、必要な対応を早め早めに御検討いただければと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。いろいろ御苦勞をなさりながら放送事業を守っていただいているんだなということが分かりました。ありがとうございます。以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 私からも特段、この報告に対しての意見はございません。1点だけお教えいただければと思います。先日の報道、ニュース等で民放5局、BSの4K放送撤退というようなニュースが流れておりましたが、この場合、このニュースとこの本日の報告資料ですと、どこが関係してくるのかというのをお教えいただければと思っております。以上でございます。

○坂入放送業務課長 ただいま西村委員から御質問ございました先日の報道、これはキー局系のBS5局が2027年に4K放送から撤退する方針を固めたという報道でございますけれども、本日の説明資料との関係で言いますと、7ページの衛星系放送事業者の収支状況の関係でございまして、この衛星基幹放送の中のBS放送の中のさらにキー局系BS放送という欄があるかと思います。真ん中のちょっと上のところでございます。こちらがキー局系のBS放送という意味で関係するところでございまして、キー局系のBS放送におきましては2K放送と4K放送と2つのチャンネルをもって放送しているところでござい

まして、ここの表の中では2 Kと4 Kに関するものがまとまった形での数字と
なっておりますけれども、関係するところとしてはこちらでございます。

○西村委員 よく分かりました。まだ2 Kに関しては撤退ではないということ
だとは思いますが、これまでの先生方の御発言通り、いかに放送の公
共性を維持していくか、あらゆるメディア、モードがあるとは思いますが
ども、またウォッチしていただければと思います。以上でございます。ありが
とうございました。

○坂入放送業務課長 承知しました。ただいまの西村委員からの御発言に関し
てなんですけれども、そういう報道があったということは承知しておりますけ
れども、総務省として衛星放送事業者が4 K放送から撤退する方針を固めたと
いうふうに聞いているわけではございません。それで、補足して申し上げますと、
現在総務省におきましてはデジタル時代における放送制度の在り方に関する検
討会の下に衛星放送ワーキンググループというものを開催しております。

そこでは、2015年7月に公表した4 K・8 K推進のためのロードマップ
が射程としていた2025年を迎えたということを踏まえまして、今後4 K衛
星放送がいかにあるべきか、新たな視聴環境における4 Kコンテンツの流通・
利用の拡大に向けどのように取り組んでいくべきかなどについて、有識者によ
る議論をいただいているところでございます。引き続き、ワーキンググループ
における検討を進めまして、年内を目途に取りまとめをしていくという予定で
ございます。以上でございます。

○西村委員 ありがとうございます。きちんとそういう形でフォローしてい
ただいているということもよく分かりましたので、安心しております。ありが
とうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、矢嶋委員、いかがで
しょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございました。既に大久保委員からの御指摘もあったところですが、私も、インターネットを通じた放送がもう確実に既存の放送に取って代わろうとしていることだと思いますので、放送行政がどうあるべきかということについてよりスピーディーに、かつ適切に対策等、御検討いただければと思っております。報告内容については特に追加のコメント等はございません。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私からも特にコメントございません。各企業の方がかなり経営努力をされていて、黒字を出されているというのは分かるんですが、全体的にインターネットの方に世の中の流れがシフトしておりますので、ぜひ総務省としても全体のバランスを含めてウォッチしていただくとありがたいです。以上です。

○坂入放送業務課長 承知いたしました。

○笹瀬会長 ほかに追加の御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わります。どうもありがとうございました。

以上で情報流通行政局の議事が終了いたしましたので、情報流通行政局の職員の方、御退室よろしく願いいたします。

続いて総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方、入室するよう、御連絡よろしく願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局）

(2) 電波法施行規則の一部を改正する省令案（海上における人命の安全のための国際条約（S O L A S 条約）改正に伴う義務船舶局の制度整備）（諮問第 26 号）

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。諮問第 26 号「電波法施行規則の一部を改正する省令案（海上における人命の安全のための国際条約（S O L A S 条約）改正に伴う義務船舶局の制度整備）」につきまして、山野基幹・衛星移動通信課長から御説明、どうぞよろしくお願いいたします。

○山野基幹・衛星移動通信課長 よろしく申し上げます。基幹・衛星移動通信課の山野でございます。それでは、諮問第 26 号について御説明させていただきます。

まず、資料の 1 ページ目を御覧ください。諮問の概要でございます。先の通常国会で電波法等の一部改正の法律が成立しましたが、その施行のため、義務船舶局等の無線設備として備えておかねばいけない機器につきまして、電波法施行規則の一部を改正するものになっております。御案内のとおり、ほとんどの改正部分は先月、8 月 20 日の電波監理審議会におきまして電波法施行規則等の一部を改正する省令案として諮問させていただき、既に答申をいただいております。

今回でございますが、前回のパブコメを踏まえて、規定の表現ぶりを一部明確化した省令案を作成しています。こちらは追加で意見募集を行ったため残っていた 1 件、具体的には施行規則の第 28 条第 8 項でございますが、こちらのみ先月から遅れて今回、諮問させていただくものでございます。

次の 2 番目の概要でございます。国交省所管の小型漁船安全規則、こちらで小型第二種漁船というものが定められてございますけれども、こちらの無線設備として備え付けなければならない機器につきまして、今回、電波法施行規則

の一部を改正するものとなっております。3 番目の施行期日でございますが、答申いただきましたら速やかに改正予定です。具体的には、先月答申いただきました電波法施行規則の他の条文と同様、10月1日を予定してございます。

最後に意見募集の結果です。今回の改正案ですが、規定の内容には全く変更はないものですが、国交省所管の省令を参照する形に変えるといったこともございますので、丁寧に手続を行うために、再度、ここにございますとおり9月1日まで意見募集を実施いたしました。その結果、意見の提出はありませんでした。なお、改正案とは関係のない御意見として1件、提出があったところでございます。

2 ページ目を御覧ください。今回の一部改正案の概要になります。海上における人命の安全確保を目的としました国際条約（S O L A S 条約）の改正に伴いまして、義務船舶局に関する規定を整備する必要がございます。今回、先ほど御説明しましたとおり、残っていたものといまして、電波法施行規則の第28条第8項、こちらにつきまして現行の規定をより明確化するため、従来、総務省の告示を参照する形でしたけれども、こちらを国交省が所管しております関係省令を参照して、より分かりやすくするという改正になります。

このページの中ほどに記載してございますけれども、今般の改正電波法では船舶に開設して陸上と通信を行ういわゆる義務船舶局に、人工衛星と通信を行う船舶地球局を含めまして、これらを義務船舶局等、「等」をつけてございますが、として名称を改正しているほか、関係する規定の整備を行ったものでございます。これらを踏まえた電波法施行規則等の一部改正は、先ほど御説明したとおり既に8月に答申をいただいています。

その際、意見募集で、これも中ほどにございますが、関係の団体から国交省の関係条例を参照とする形にしたほうがよい、また内容が重複しておりますので総務省の告示も削除すべきではないかという御意見をいただきました。こう

いった御意見を踏まえまして、今般、第28条の第8項になりますけれども、国交省所管の船舶安全法に基づく関係省令でございます小型漁船安全規則、それから船舶設備規程、こちらを直接参照する形に先ほどの条文を改正するというものでございます。

なお、先ほどこれも御説明しましたが、再度の修正案についての意見はございませんでした。御参考までに、一番下に関係する省令、国交省の省令を2つ、関係部分を抜粋して付けてございます。

3ページ目を御覧ください。こちらで、義務船舶局等とは具体的にどんな無線設備かを簡単に説明させていただいてございます。まず、対象となる船、船舶でございますけれども、国交省の船舶安全法に基づきまして規定されてございます。船舶の種類ですとか航行する海域、それから船の総トン数などに応じて、様々カテゴライズされています。

そのカテゴライズごとに搭載しなければならない無線設備というものが定められているのですけれども、今回、電波法施行規則第28条第8項で定めておりますのは赤で囲んでいるものでございます。小型第二種漁船というものでございますけれども、具体的には日本の比較的近海で操業しています小型の漁船でございます、例えばサケやマスの流し網漁ですとか延縄漁、それからカツオの竿釣漁などを行うような漁船が対象となっております。

下段には、義務船舶局等に含まれる無線設備を例示してございます。今回、改正いたします28条第8項、いわゆる小型第二種漁船が対象ですけれども、こちらで積まなければならないとしております無線につきましても、赤枠で囲ってございます。具体的にはインマルサットC型の船舶地球局のほか、遭難時に無線で位置特定情報などを発する、SARTやEPIRBと呼んでいるようなものを備え付けなければならないというものでございます。

なお、今回のこの条文では従来から、このインマルサットC型の船舶地球局

を搭載していれば、左側に書いてございますが、より通信距離が短いVHFですとか中波・短波の無線設備に代替できるというような規定となっておりまして、今回の改正では、その前後でこれらの搭載する設備は全く変わりません。あくまで参照する関係省令をより明確するための改正となっております。

続いて4ページ目を御覧ください。こちらでも御参考までに、今回対象となる船の航海の区域を簡単に御説明したものでございます。いずれも国交省の規定から引用してございますけれども、例えば今回規定の対象となっている小型第二種漁船はA1、A2、A3海域に行くものでございますが、例えばA2海域につきましては、左下にございますけれども、日本の沿岸からおおよそ100から150海里ぐらいの海域、またA3の海域というのはインマルサットが届く通信圏というような規定となっております。御参考まででございます。

続いて5ページ目を御覧ください。こちらは参照条文でございまして、今回、電波法第33条に係る必要的諮問事項となっているというものでございます。7ページ目も、関係の規定を引用しているものでございます。具体的には電波法33条で総務省令、具体的に言いますと施行規則に、詳細の規定を委任しているという形になってございます。8ページ目以降が諮問書となりまして、これも御参考まででございます。それから次のページが今回の改正の省令案、その次のページが新旧対照表、それから施行日に関する付則という形になってございます。

御説明、以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしくお願いいたします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。適切な改正だと思います。賛同いたします。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。パブリックコメントに寄せられた御意見に丁寧に対応していただき、適正な改正だと思います。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。私も適正な改正省令案だと考えております。以上でございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も改正案に賛同いたします。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。私もこの意見に賛同いたします。よろしいでしょうか。

ほかに御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問の第26号は諮問の通り改正することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○山野基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

報告事項（総合通信基盤局）

（2）令和7年度衛星ダイレクト通信に係る電波の利用状況調査の調査結果

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

（3）令和7年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果

【電波監理審議会決定第2号に基づき、内容の公表を控えます。】

(4) 周波数再編アクションプラン（令和7年度版）（案）

○笹瀬会長 それでは、続きまして報告事項「周波数再編アクションプラン（令和7年度版）（案）」につきまして、小川電波政策課長から御説明よろしく願いいたします。

○小川電波政策課長 電波政策課長の小川でございます。それでは、報告事項、周波数再編アクションプラン（令和7年度版）の案について、御説明を申し上げたいと思います。

本案につきましては、本日の御報告の後、パブリックコメントをかけさせていただきまして、その後、パブリックコメントを踏まえた最終版につきまして改めて電波監理審議会に御報告の上、公表をさせていただくことを想定しております。

ページをめくっていただきまして2ページ目でございますけれども、周波数再編アクションプランの概要について御説明をしております。総務省では電波資源の有効利用の促進、それから新たな電波利用システムの導入や周波数の需要増に対応するために、この周波数再編アクションプランを策定、公表しているところでございます。本アクションプランでございますけれども、総務大臣が実施いたします電波の利用状況の調査、そして電波監理審議会で実施をいただいております電波の有効利用の程度の評価の結果等を踏まえて、策定をしているものでございます。

下の図にございますように、一番下の右側、「C h e c k」とございますけれども、先般電波監理審議会でお取りまとめをいただきました令和6年度の電波の有効利用の程度の評価も踏まえまして本アクションプランを策定させていただいております。こういった取組を踏まえて、周波数の利用に関するP D C Aサイクルを回していく取組を進めているところでございます。

3 ページを御覧ください。まず、2040 年末までに確保を要する帯域幅に対する進捗状況ということで、御説明申し上げます。これにつきましては、昨年の 8 月に取りまとめられましたデジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会の報告書におきまして、2040 年の無線トラフィック、通信量を踏まえまして、こういった通信量を携帯電話網・NTN・Wi-Fi で収容するとした場合にどれぐらいの周波数幅が必要かという試算を行っております。これに基づきますと 2040 年の無線トラフィックにつきまして収容する場合に、合計で約 70GHz 幅が必要になるという試算を得ているところでございます。現時点での周波数の確保幅を踏まえまして、2040 年末までに新たに約 47GHz 幅の帯域確保を目指すと言われていたところでございます。

令和 6 年度中におきましては、一番右に書いてございますけれども、携帯電話向け非静止衛星システム、いわゆる衛星ダイレクト通信でございますが、携帯電話網と NTN でそれぞれ 120MHz 幅ずつ、そして 4.9GHz 帯におきまして 5G の割当てが 100MHz 幅行われたということでございますので、それらを足し合わせまして計 0.34GHz 幅を確保したという実績となっているものでございます。

4 ページ目を御覧ください。令和 7 年度版周波数再編アクションプランにおきましては重点的取組として、このページに示しております 7 つの項目を示しているところでございます。詳細につきましては、次のページ以降で御説明をさせていただきます。

まず、5 ページ目を御覧ください。重点的取組の 1 点目でございますけれども、価額競争の実施による 5G への割当てでございます。先般の電波法改正によりまして、6GHz を超える周波数帯につきまして価額競争による周波数の割当てを可能とする制度を、電波法改正により導入したところでございます。このうち 26GHz 帯につきましては、令和 7 年度内を目途に 5G に係る技術

基準、また価額競争の実施に向けた指針を整備し、その後、速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数につきまして、価額競争により 5 G に割り当てることを目指すとしているところでございます。

また、既存無線システムに割当て済みの周波数につきましては、5 年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として、5 G に割り当てることを目指すとしているところでございます。なお、40 GHz 帯につきましては、利用意向調査の結果、早期の 5 G の割当て希望が示されなかったということから、割当て時期につきましては改めて検討するということとしているものでございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。2 点目、無線 LAN のさらなる高度化と周波数拡張等でございます。対象の周波数帯でございますけれども、真ん中にごございます周波数の帯の中の赤い点線でくくったところ、2 か所でございます。このうちの左の部分、6 GHz 帯につきましては、6 GHz 帯におけるナローバンドデバイスの利用に関しまして、周波数共用の検討を推進するとしております。

また、この周波数帯におきます 6 GHz 帯無線 LAN の S P モード、S t a n d a r d P o w e r モードによる屋外利用、そして 6.5 GHz 帯、これは右側の周波数帯でございますけれども、こちらの S P モードによる屋外利用を含む周波数帯域の拡張、これらに関する技術的条件の検討につきまして、令和 7 年度中を目途に取りまとめるとしてしております。この際、既存無線局へ有害な干渉を与えないように、A F C システムの在り方やその運用方法等に関しまして併せて検討して、その結果を踏まえることとしております。

続きまして、7 ページ目を御覧ください。重点的取組の 3 つ目、V 2 X の検討推進でございます。自動運転を支える通信環境、通信インフラといたしまして国際的に検討が進められている 5.9 GHz 帯を、我が国におきましても V

2 X通信に割り当てる方向で検討を進めているところでございます。具体的に、右側の周波数の表でございますけれども、5,888MHzから5,925MHz、この5.9GHz帯につきまして、既存無線局の周波数移行を引き続き進めるということ。それからV2X通信への割当て、あるいは既存無線局の使用期限を定めるといった観点から、周波数割当計画の変更を、令和7年度中を目途に実施いたします。また、特定周波数変更対策業務によって、既存無線局の周波数移行を全国に展開をするとしているところでございます。加えまして、5.9GHz帯V2Xシステムの技術基準の整備に向けた、技術的な検討を進めているところでございます。

続きまして、8ページ目でございます。重点的取組の4点目、非地上系ネットワーク（NTN）の高度利用等でございます。成層圏、いわゆる高度20kmぐらいに滞留いたします無人航空機を使って地上の携帯電話等の電波を中継する高高度プラットフォーム、HAPSの国内導入に向けまして、必要な技術基準の策定を目的といたしまして、技術的条件について検討を進めているところでございます。これにつきまして、令和7年度内を目途に制度整備を行うとしているところでございます。

また、700MHz帯を利用する衛星ダイレクト通信システムの導入のために技術的条件について検討を進めまして、令和8年中を目途に制度整備を行うこととしております。さらに、高度600kmの軌道を利用するKa帯の非静止衛星通信システムの導入に向けまして技術的条件の検討を進め、令和7年度内を目途に制度整備を行うこととしているところでございます。また、5Gのさらなる上空利用の拡大の観点から、3.7及び4.5GHz帯について、ドローン等による上空利用を可能とするための技術的条件の検討を、引き続き行うこととしております。

続きまして、9ページを御覧ください。重点的取組の5番目でございますけ

れども、公共業務用周波数の有効利用でございます。公共用周波数の有効利用を図るため、国が使用する公共業務用無線局のうち他用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム、これは左の表でございます、それからアナログ方式を用いるシステム、これは右の表でございますが、それぞれ令和5年度以降、当面の間電波の利用状況調査を毎年実施することとしております。この調査結果に基づく評価結果も踏まえまして、引き続き、廃止・周波数移行・周波数の共用・デジタル化等の取組を推進していくこととしております。

続きまして、10ページでございます。重点的取組の6番目でございますが、その他の主な周波数再編、移行等の推進ということで3点ございますけれども、2点がMCAに関するものでございます。まず、1点目でございますけれども、デジタルMCA陸上移動通信システムにつきましては、令和11年5月末をもってサービスを終了するということでございます。移行により開放される周波数において新たな無線システムの導入に向けた技術的条件につきまして、令和7年中を目途に取りまとめることとしております。

また、高度MCA無線通信システムにつきましても、令和9年3月末をもってサービスを終了すると発表がございました。これを踏まえまして、サービス終了後の周波数について利用意向調査を実施いたしまして、令和7年度中を目途に利用方策を決定することとしております。また、3点目については後ほど御説明がございましたが、有効利用評価の結果を踏まえまして、タクシー無線等、自営系無線システムにつきまして無線局の局数の減少傾向等を注視した上で、中長期的な課題として全般的な周波数の整理、再編等につきまして調査、検討を進めることとしております。

重点的取組の最後でございますけれども、次世代移動通信システム（6G）を含むBeyond 5Gの推進ということでございます。総務省では昨年8月にBeyond 5G推進戦略2.0というものを公表しておりますけれど

も、この戦略に基づきまして次世代移動通信システム（6G）、あるいはオール光ネットワーク（APON）の分野、非地上系ネットワーク（NTN）の分野、それぞれの分野におきまして取組を推進することとしております。

大阪・関西万博におきましては、総務省がBeyond 5G readyショーケースという催事を実施いたしましたけれども、そういった成果の活用、それから産学官連携、業界横断の活動としてのXGモバイル推進フォーラムによる社会実装、国際連携の推進、こういった取組について推進することとしております。

続きまして12ページから、電波の有効利用の程度の評価への対応ということで、先般電波監理審議会にお取りまとめいただきました評価に対応してアクションプランに反映させていただきました記述、それぞれについて簡単に御説明申し上げます。

まず、都道府県防災行政無線の関係でございますけれども、アナログ方式の移行・代替先の候補につきまして、免許人に対してこれらの事例を紹介することで移行・代替を促進することを検討すべき、また、デジタル方式を利用しない理由として導入コストの課題、仕様や目的に適さない等の理由が挙げられているといったことを踏まえまして、低廉化かつ長距離通信に資するデジタル方式を利用可能とするように検討すべきと、こういった評価結果をいただいているところでございます。

これを踏まえまして、アクションプランのほうでも令和7年度中を目途に、低廉化等が期待できる通信方式の制度整備を行うということ。これに加えて、機器の更新時期に合わせて、デジタル方式のほか代替候補システムを含めて周知を行いまして、適切なシステムへの移行・代替を推進するという記述に反映させていただいております。

また下の部分、V-High帯域等の活用方策に関しましては、V-High

h 帯域につきまして狭帯域 I o T 通信システムの導入の検討が進められているところでございますけれども、無線機器のコストも重要な要素でございますので、利用者のニーズも踏まえて考慮した検討がなされることを期待するという評価結果をいただいているところでございます。これを踏まえまして、システムの検討に当たっては技術的条件の取りまとめ、制度整備に当たりまして、国際標準化や市場動向も考慮しながら検討を行うといった形で反映させていただいております。

続きまして、13 ページでございます。自営系無線システムの関係でございますけれども、タクシー無線など自営系無線システムにおいては、デジタル方式も減少傾向がうかがえると。他システムへの移行・代替が今後進むことが予想されるということでございます。こうしたことを踏まえまして、デジタル方式で無線局数が減少しているシステム、あるいは全体の無線局数が顕著に減少しているシステムにつきまして、減少傾向を注視して、中長期的な課題として当該周波数の整理、再編について検討を進めていくべきであるという評価結果をいただいているところでございます。

アクションプランの記述におきましても、当該評価結果を踏まえて、こういった周波数帯の無線システムにつきまして減少傾向を注視しつつ、中長期的な課題として周波数の再編、整理等について調査、検討を進めることとしております。

最後にアマチュア無線の関係でございますけれども、ピークの4分の1程度にまで利用者が減少しているということ、将来的なアマチュア無線全体の周波数割当ての見直し、さらなる共用の推進に向けた検討を進めていく必要があるという評価結果をいただいているところでございます。こうした御指摘も踏まえまして、国際的な電波の利用動向、他の新たな電波システムの需要やアマチュア無線の対応等を踏まえて、アマチュア無線全体の周波数割当ての見直し、

さらなる共用の推進に向けた検討を行うとさせていただいているところでございます。

御報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見よろしくをお願いいたします。順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。詳細な御説明ありがとうございました。この周波数再編アクションプラン、重点取組事項だけでも非常に多岐にわたります。それぞれ非常に重要なことだと思いますが、それらに関してPDCAサイクルをしっかりと回して進めていただければと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。ありがとうございました。有効利用評価の様々な意見も取り入れてアクションプランをまとめていただいている、ありがとうございます。私からは特にございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 西村でございます。御説明ありがとうございました。このような形で有効利用程度の評価の対応をアクションプランに関係した、そしてアクションプランに基づいた対応ということで理解いたしました。私からは特段意見等はございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。私も、適切なアクションプラン案だと考えております。1点、アマチュア無線は利用促進に向けての制度を導入したところだったと思うんですけども、それに対して利用が増えていないというところで、今回このようなアクションプランになったと思いますが、致

し方ないところかなと考えております。その他の点も含めて、適切に御検討いただいているのではないかと思います。以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私からも特にコメントございません。非常によくまとまっていると思います。特に高い周波数、ここをうまく使うような仕組みとして価額競争の実施が始まりますので、それについてよく注視していただいて、ぜひ頑張ってくださいと思います。

特に３ページにありました周波数が、２０４０年までに７０GHz幅必要ということで、実際令和６年度は０．３４GHz幅しか確保していないんですけれども、よく見ると必要な周波数というのはほとんどミリ波とか高い周波数なんです。ですから、そういう面ではミリ波帯、もしくは６GHz以上の高い周波数を使うようなことがうまくいけば、ニーズがどんどん高まってきますので、そういう面では無線LAN、もしくはNTN、携帯も含めて、高い周波数を使えるような、そういうニーズがエンカレッジしていただくと非常にありがたいと思います。以上です。

○小川電波政策課長 御指摘、コメントを頂戴いたしまして、ありがとうございます。笹瀬会長からもただいま御指摘ございましたけれども、高い周波数を活用していくことが今後非常に重要になってまいっていると思っております。そういった意味で今回の価額競争の実施の状況も注視してまいりたいと思っております。また、アマチュア無線に対して御指摘もいただきましたけれども、アマチュア無線を活用していく取組というものは引き続き継続していくということで、ワイヤレス人材の育成の裾野を広げるための取組というものも引き続き継続をしながら、一方で周波数全体の需要動向等も踏まえて、対応の検討を進めてまいりたいと思っております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。ほかに追加の御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、以上で本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○小川電波政策課長　ありがとうございました。

○笹瀬会長　それでは、総合通信基盤局の職員の方に御退室いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

閉　　　　会

○笹瀬会長　それでは本日これにて終了いたします。答申書等につきましては、所定の手続によりまして、事務局から総務大臣宛に御提出ください。

　　次回の定例会の開催は令和7年10月24日金曜日の15時から、ウェブによる開催を予定しております。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。